尼崎市不妊治療ペア検査助成事業

尼崎市では、不妊に悩む方が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進するとともに、 その経済的負担を図るため、不妊の検査に要する費用の一部を助成します。

《受付期間》

申請の受付期間は、検査の終了した日の属する年度内(4月1日から翌年の3月31日まで)に申請して下さい。複数回にわたり検査を行った場合は、最後の検査日の属する年度内が申請期限になります。

① 尼崎市内に申請日現在、夫婦のいずれかが住所を有しており、法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること ② 検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること ③ 夫婦そろって不妊の検査を受けた者(やむを得ず夫婦別で受診し、妻と夫の初回受診の間隔が3ヶ月以内の場合は可) ④ 今回の申請に係る検査について、他自治体からの助成を受けていないこと 所 得 制 限 所得制限はありません。 助 成 内 容 療機関で受けた、医療保険が適用されない不妊の検査に要した費用を対象とします。 助 成 函 検査に要した医療費のアン10(上限額はありません) 申 請 受 付 申請受付・問い合わせの窓口は、尼崎市保健所健康増進課 申 請 書配 布 尼崎市保健所健康増進課及び北部・南部地域保健課 ① 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業申請書(夫婦それぞれの自署をお願いいたします) ② 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業世帯調書 ③ 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業世帯調書 ④ 領収書の原本(受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの) ⑤ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類〔発行後3か月以内のもの〕(原則として続柄が配載された住民票の写しです。ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です) ⑥ 戸籍謄本【発行後3か月以内のもの】及び事実婚申立書(住民集にて法律上の夫婦であることが(続柄)が確認できなり場合、または事実婚の場合) ⑦ 振込をわかる通帳もしくはカード(申請書に記入したもの) ※⑤⑥は、ご本人違の同意があれば市が確認し、書類の提出を格できる場合があります。尼崎市に転入された方については、書類の提出手続きが必要になります。詳しくはお問い合わせください。 支 給 方 法 申請書等を審査し、承認したときには、支給決定日の翌月末に、口座振込みにより支給		\mathbf{y} 四 \mathbf{y} 元 \mathbf{y} y
助成内容 医療機関で受けた、医療保険が適用されない不妊の検査に要した費用を対象とします。 助成的 競技合に要した医療費の7/10 (上限額はありません) 助成回数 夫婦1組に1回限り (検査が複数回にわたる場合はまとめて申請してください) 申請受付・問い合わせの窓口は、尼崎市保健所健康増進課 「尼崎市保健所健康増進課及び北部・南部地域保健課 ① 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業申請書 (夫婦それぞれの自署をお願いいたします) ② 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業世帯調書 ③ 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書 ④ 領収書の原本 (受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの) ⑤ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類【発行後3か月以内のもの】 (原則として続柄が記載された住民票の写しです。ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です) ⑥ 戸籍謄本【発行後3か月以内のもの】及び事実婚申立書 (住民票にて法律上の夫婦であることが (続柄) が確認できない場合、または事実婚の場合) ⑦ 振込先のわかる通帳もしくはカード (申請書に記入したもの) ※⑤⑥は、ご本人達の同意があれば市が確認し、書類の提出を省略できる場合があります。尼崎市に転入された方については、書類の提出手続きが必要になります。詳しくはお問い合わせください。	(①~④に該当して	婚の夫婦であること ② 検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること ③ 夫婦そろって不妊の検査を受けた者(やむを得ず夫婦別で受診し、妻と夫の初回受診の間隔が3ヶ月以内の場合は可)
助 成 額 検査に要した医療費の7/10 (上限額はありません) 助 成 回 数 夫婦 1組に1回限り (検査が複数回にわたる場合はまとめて申請してください) 申 請 受 付 申請受付・問い合わせの窓口は、尼崎市保健所健康増進課 申請 書配 布 尼崎市保健所健康増進課及び北部・南部地域保健課 ① 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業申請書 (夫婦それぞれの自署をお願いいたします) ② 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業世帯調書 ③ 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書 ④ 領収書の原本 (受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの) ⑤ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類【発行後3か月以内のもの】 (原則として続柄が記載された住民票の写しです。ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です) ⑥ 戸籍謄本【発行後3か月以内のもの】及び事実婚申立書 (住民票にて法律上の夫婦であることが(続柄)が確認できない場合、または事実婚の場合) ⑦ 振込先のわかる通帳もしくはカード (申請書に記入したもの) ※⑤⑥は、ご本人達の同意があれば市が確認し、書類の提出を省略できる場合があります。尼崎市に転入された方については、書類の提出手続きが必要になります。詳しくはお問い合わせください。	所得制限	所得制限はありません。
助 成 回 数 夫婦1組に1回限り(検査が複数回にわたる場合はまとめて申請してください) 申請 受 付 申請受付・問い合わせの窓口は、尼崎市保健所健康増進課 申請 書配 布 尼崎市保健所健康増進課及び北部・南部地域保健課 ① 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業申請書 (夫婦それぞれの自署をお願いいたします) ② 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業世帯調書 ③ 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書 ④ 領収書の原本(受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの) ⑤ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類【発行後3か月以内のもの】 (原則として続柄が記載された住民票の写しです。ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です) ⑥ 戸籍謄本【発行後3か月以内のもの】及び事実婚申立書 (住民票にて法律上の夫婦であることが(続柄)が確認できない場合、または事実婚の場合) ⑦ 振込先のわかる通帳もしくはカード(申請書に記入したもの) ※⑤⑥は、ご本人達の同意があれば市が確認し、書類の提出を省略できる場合があります。尼崎市に転入された方については、書類の提出手続きが必要になります。詳しくはお問い合わせください。	助成内容	
申請受付・問い合わせの窓口は、尼崎市保健所健康増進課 申請書配布 尼崎市保健所健康増進課及び北部・南部地域保健課 ① 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業申請書 (夫婦それぞれの自署をお願いいたします) ② 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業世帯調書 ③ 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書 ④ 領収書の原本 (受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの) ⑤ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類【発行後3か月以内のもの】 (原則として続柄が記載された住民票の写しです。ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です) ⑥ 戸籍謄本【発行後3か月以内のもの】及び事実婚申立書 (住民票にて法律上の夫婦であることが (続柄) が確認できない場合、または事実婚の場合) ⑦ 振込先のわかる通帳もしくはカード (申請書に記入したもの) ※⑤⑥は、ご本人達の同意があれば市が確認し、書類の提出を省略できる場合があります。尼崎市に転入された方については、書類の提出手続きが必要になります。詳しくはお問い合わせください。	助 成 額	検査に要した医療費の7/10(上限額はありません)
申請書配布 尼崎市保健所健康増進課及び北部・南部地域保健課 ① 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業申請書(夫婦それぞれの自署をお願いいたします) ② 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業世帯調書 ③ 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書 ④ 領収書の原本(受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの) ⑤ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類【発行後3か月以内のもの】 (原則として続柄が記載された住民票の写しです。ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です) 戸籍謄本【発行後3か月以内のもの】及び事実婚申立書 (住民票にて法律上の夫婦であることが(続柄)が確認できない場合、または事実婚の場合) ⑦ 振込先のわかる通帳もしくはカード(申請書に記入したもの) ※⑤⑥は、ご本人達の同意があれば市が確認し、書類の提出を省略できる場合があります。尼崎市に転入された方については、書類の提出手続きが必要になります。詳しくはお問い合わせください。	助成回数	夫婦1組に1回限り (検査が複数回にわたる場合はまとめて申請してください)
① 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業申請書(夫婦それぞれの自署をお願いいたします) ② 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業世帯調書 ③ 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書 ④ 領収書の原本(受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの) ⑤ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類【発行後3か月以内のもの】(原則として続柄が記載された住民票の写しです。ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です) ⑥ 戸籍謄本【発行後3か月以内のもの】及び事実婚申立書(住民票にて法律上の夫婦であることが(続柄)が確認できない場合、または事実婚の場合) ⑦ 振込先のわかる通帳もしくはカード(申請書に記入したもの) ※⑤⑥は、ご本人達の同意があれば市が確認し、書類の提出を省略できる場合があります。尼崎市に転入された方については、書類の提出手続きが必要になります。詳しくはお問い合わせください。	申請受付	申請受付・問い合わせの窓口は、尼崎市保健所健康増進課
② 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業世帯調書 ③ 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書 ④ 領収書の原本(受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの) ⑤ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類【発行後3か月以内のもの】 (原則として続柄が記載された住民票の写しです。ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です) ⑥ 戸籍謄本【発行後3か月以内のもの】及び事実婚申立書 (住民票にて法律上の夫婦であることが(続柄)が確認できない場合、または事実婚の場合) ⑦ 振込先のわかる通帳もしくはカード(申請書に記入したもの) ※⑤⑥は、ご本人達の同意があれば市が確認し、書類の提出を省略できる場合があります。尼崎市に転入された方については、書類の提出手続きが必要になります。詳しくはお問い合わせください。	申請書配布	尼崎市保健所健康増進課及び北部・南部地域保健課
支 給 方 法 申請書等を審査し、承認したときには、支給決定日の翌月末に、口座振込みにより支給	申請関係書類	 ② 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業世帯調書 ③ 尼崎市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書 ④ 領収書の原本(受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの) ⑤ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類【発行後3か月以内のもの】(原則として続柄が記載された住民票の写しです。ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です) ⑥ 戸籍謄本【発行後3か月以内のもの】及び事実婚申立書(住民票にて法律上の夫婦であることが(続柄)が確認できない場合、または事実婚の場合) ⑦ 振込先のわかる通帳もしくはカード(申請書に記入したもの) ※⑤⑥は、ご本人達の同意があれば市が確認し、書類の提出を省略できる場合があります。尼崎市に転入さ
	支 給 方 法	申請書等を審査し、承認したときには、支給決定日の翌月末に、口座振込みにより支給

(注)申請書類はボールペン等で記入してください。(鉛筆、消せるペン等では受付できません。)

<相談・問い合わせ先(申請用紙配布窓口)一覧>

申請用紙配布・受付窓口 尼崎市保健所健康増進課 電話 06-4869-3033

FAX 06-4869-3049

〒 660-0052 尼崎市七松町1-3-1 502 JR 立花駅前フェスタ立花南館5階

申請用紙の配布は尼崎市北部・南部地域保健課でも実施、また市のホームページからダウンロードできます。

北部地域保健課	電話 06-4950-0637 FAX 06-6428-5110	南塚口町 2 - 1 - 1 さんさんタウン 1 番館 5 階
南部地域保健課	電話 06-6415-6342 FAX 06-6430-6850	竹谷町 2 - 183 リベル5階